

使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び使用施設、貯蔵施設及び
 廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイドに関する
 第2回意見聴取資料

2020/7/7 日本アイソトープ協会

番号	ページ	該当箇所						コメント
1	全般							略称の記載（以下、～とする）が複数同じ記載があるため、ガイドで使用する用語を統一する意味でも、最初/最後に一覧を記載していただきたい。
2	全般							記載内容について、法的な要求事項なのか最適化すべき項目なのかが明確になっていない。「～すべき」、「～した方がいい」など、表現を明確に区別していただきたい。
3	3～4	第3章	第3節	規制における要求事項	2.			一般公衆の線量限度はICRPで提唱されているが、RI法で一般公衆の線量限度が年1mSvであることが示されているか。
	10	第4章	第3節	規制における要求事項	3.			
4	7	第3章	第3節	確認の視点	5.	(2)	①	「放出率及びエネルギーを適切に考慮し」については、詳細を具体的に記載していただきたい。
	13～14	第4章	第3節	確認の視点	5.	(2)	②	
5	8	第3章	第3節	確認の視点	5.	(3)	② 表内②	RI法において人が常時立ち入る場所における被ばく線量の評価は、その場所に着目した評価であり、一人の者が他の放射線施設で被ばくしている場合を考慮する管理にはなっていない。一人の者に着目した場合の線量の管理は労働安全衛生法において、その者の雇用主に課せられている義務であり、場所に着目したRI法の義務ではない。
6	8	第3章	第3節	確認の視点	5.	(3)	② 表内②	吸入摂取を考慮する場合、「線量限度又は濃度限度に対する割合の和が1を超えていないこと」とあるが、実効線量が1mSvを超えていないことが合理的に説明できるのであれば、濃度限度との比較は必ずしも必要ではないのではないかと。
	9	第3章	第3節	確認の視点	5.	(3)	⑤ 表内⑤	
7	9	第3章	第3節	確認の視点	5.	(3)	⑤ 表内⑤	工場又は事業所境界及び工場又は事業所内の人が居住する区域について、外部被ばくと内部被ばく（排気、排水摂取のおそれ）を合算して評価するとのことだが、実態としてこのようなケースは有るのか、それとも起こり得るといふことか。
	14	第4章	第3節	確認の視点	5.	(3)	⑤	
	20	第4章	第4節	確認の視点	1.	(7)		
	22	第4章	第4節	確認の視点	2.	(7)		
8	28	第4章	第5節	確認の視点	5.			
	17	第4章	第4節	確認の視点	1.	(2)	④	「排気が大気中に正常に拡散されるもの」はどのように確認するのか。また、ここでいう「正常に」の定義が不明確である。
	22	第4章	第4節	確認の視点	2.	(2)	④	通常は排気設備が正常に稼働しているのであれば自動的に排気は拡散されていると思われるが、事業者が排気の拡散性を確認することは困難である。

9	27	第4章	第5節	確認の視点	2.	(2)	①	「個数」について、法定様式では排水浄化槽などは個数表記であるが、廃液処理装置は台数の表記であることから、「台数」と記載すべきではないか。
10	27	第4章	第5節	確認の視点	4.			排水浄化槽の構造については、運用として6面点検可能なものが要求されているが、ここには記載されていない。
	27	第4章	第5節	確認の視点	4.			他方、「水密性」「耐食性」については要求事項ではないのに記載されている。法的な要求事項ではない運用に関する記載方法を明確にしていきたい。
11	28	第4章	第5節	確認の視点	5.	(3)		「別記2」は排気に関する数値が明記されているのみであり、混入率の記載はない。別記2に混入率を記載していただきたい。
12	31	別記2					①	固体については、粉体の場合と、それ以外の場合では実態として飛散率が異なる。法改正によって新たに放散性と非放散性という概念が取り入れられ、内部被ばくの評価を変えていることから別記についても、放散性と非放散性で飛散率を分けるように変えてほしい。
							②	

許可届出使用者等に対する立入検査ガイドに関する
第2回意見聴取資料

2020/7/7 日本アイソトープ協会

ページ	該当箇所						コメント		
13	全般						略称の記載（以下、～とする）が複数同じ記載があるため、ガイドで使用する用語を統一する意味でも、最初/最後に一覧を記載していただきたい。		
14	全般						記載内容について、法的な要求事項なのか最適化すべき項目なのかが明確になっていない。「～すべき」、「～した方がいい」など、表現を明確に区別していただきたい。		
15	4	第5章	第1節	I	(4)	②	原子力規制委員会への届け出が必要なのは、主任者が30日以上職務が行われない場合であり、正確に記述すべきではないか。 また、「原則」と記載あるが例外はどのような場合なのか。		
16	5	第5章	第1節	II	1.	(1) ②	ハ	一部の主任者が不在となる場合は、口号の主任者が複数選任されている場合に限られるため、口号に統一してはどうか。	
17	6	第5章	第1節	II	1.	(2)	① ②	口	内規類等は法令要件ではないため、「内規類等の内容の確認を行うほか」を「内規類等の内容の確認を行う、または」、「内規類等の内容の確認や」のように内規類等の確認は1つの選択肢に留める表現にするべきではないか。
	21	第5章	第5節	II	2.	(2)	①	口	か。
18	6	第5章	第1節	II	1.	(2)	②	イ	「役割分担」は主任者が複数名選任、「職務遂行上の手続」は一部の主任者が不在となった場合に確認する事項（1 (1) ②）であり、誤解を招くおそれがあるので、正確に記載すべきではないか。
19	9	第5章	第1節	II	2.	(2)	①	口a	選任届の控えや免状そのものを保管する義務はないため、現物をもって確認できない場合もある。運用方法の確認等で一致していることが確認できれば良いのではないか。
20	9	第5章	第1節	II	2.	(2)	①	口、b	「製造所において使用する」等は法34条の内容（製造所は医薬品等の製造所を指す等）をもう少し丁寧に記載すべきではないか。 また、診療の場合は医師又は歯科医師、製造所では薬剤師が選任できることを正確に記載すべきではないか。
21	10	第5章	第1節	II	2.	(2)	②	口	多くの事業所が最初に選任してから長期間経っていると思われ、特に帳簿類の保存期間5年間を過ぎた場合、帳簿等がない状況でも確認を行うのか、その場合はどのように確認するのかを明確にしてください。
22	11	第5章	第1節	II	3.	(2)			①～④の記載内容はあくまでも例示であり、法的要求事項ではない記録については必ずしも作成、保管する義務はなく、運用管理が適切に行われていることを何らかの形で確認できればよいという理解で良いか。
23	13	第5章	第1節	II	4.	(1)	①	一行目	「検査対象者は、主任者に定期講習を受けさせる義務を負う届出販売・賃貸業者に該当する者であるか」を確認
	14	第5章	第1節	II	4.	(2)	①	一行目	する意図が不明瞭である。許可使用者等についても考慮した記載内容に変更してはどうか。
24	15	第5章	第1節	II	5.	(1)	②	ハ	主任者が30日以上職務を行えない場合に選任された代理者に限定された要求事項であるため、口号にまとめては
	16	第5章	第1節	II	5.	(2)	③	ハ	いかか。

2 5	20	第5章	第5節	II	(1)	○	組織反応の発生リスクは被ばく線量と比例関係にあり、わずかな被ばくでも発生リスクは存在する。また、規則28条の3第1項第6号の線量限度を超えた場合は常時立入者で1mSvを超えた場合と思われるが、mSv程度のオーダーでは放射線障害が発生するおそれは極めて低い。他の事例も含め事故報告の場合を例示していると思われるが、これらと放射線障害を受け、または受けたおそれのある場合は異なるので、整合性のある記載にしていきたい。	
2 6	25	第5章	第6節	II	(1)	①	口、ハ	誤りの防止や散逸等についてまで手順書に定めている事業所は少ないと思われるが、記載がなくても問題がないことを明確にしていきたい。
	27	第5章	第6節	II	(2)	①	口	